

## 資料の概要について

## 議事（２）令和２年度介護保険事業等の概要について（報告）

**資料２－１ 令和２年度介護保険事業の概要**

高齢化率、要介護認定者、介護サービスの利用人数、給付費、介護保険特別会計の決算状況について示した資料です。

高齢者の増加に伴い、要介護認定者実人数が増加傾向にあります。また、要介護認定審査件数については、令和２年度に有効期間が終了となる方が少なかったため、令和元年度に比べ、減少しています。

また、サービス利用延べ人数が増加していることに伴い、給付費は増加していますが、１人あたり給付費については、ほぼ例年と同様に推移しています。

**資料２－２ 令和２年度介護予防・日常生活支援総合事業実施報告**

要支援認定を受けた方、基本チェックリストに該当した方が利用した介護予防・生活支援サービスの利用状況と一般介護予防事業の実施状況を示した資料です。一般介護予防事業では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策で事業を中止したことから、昨年度と比較して全体的に実施回数、延人数とも減少しています。

なお、はつらつ運動教室の代替えとして「はつらつ体操」のYouTube配信と、DVD・ポスターを作成して教室参加者へ配布しました。また、65歳以上の市民にもYouTube配信の周知とDVD・ポスターを配布し、住み慣れた地域で介護予防に取り組めるよう環境の整備を図りました。

**資料２－３ 地域支援事業の実施状況**

令和２年度に実施した地域支援事業において、高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画で計画値と実績値を比較した資料です。

介護予防・生活支援サービス事業については、訪問型介護予防事業、通所型介護予防事業とも令和２年度の実績値は計画値を下回っております。任意事業についても、計画値より実績値が下回っており、認知症サポーター養成講座及び言葉の教室については新型コロナウイルス感染拡大防止対策で日程の一部を中止したことから、昨年度と比較して全体的に実施回数、延人数とも減少しています。

**資料２－４ 令和２年度高齢者福祉事業の概要**

高齢者を対象に実施した事業やサービスの利用状況を示した資料です。令和２年度の新たな取り組みは、緊急時通報システムについて、通報装置を固定型と携帯型の２種類を採用することとし、固定電話をお持ちでない方が利用可能になりました。年度末設置台数は、固定型が909台、携帯型が11台、合計920台です。

## **資料 2-5 高齢者福祉サービスの実施状況**

令和2年度に実施した高齢者福祉サービスについて、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の計画値と実績値を比較した資料です。

高齢者福祉施設については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用の一部を中止したことから、昨年度と比較して全体的に延べ利用者数が減少しています。

## **議事（3）令和2年度地域包括支援センターの運営状況等について（報告）**

### **資料 3-1 令和2年度地域包括支援センター事業実績報告書**

市内5か所の地域包括支援センターが令和2年度に実施した事業の実績、地域包括支援センター運営に関する決算書です。決算につきましては、予算現額1億797万6,000円に対し、支出済額は1億423万9,300円、執行率は96.6%でした。

また、久喜市社会福祉協議会に委託している、4か所の地域包括支援センターについては、支出額1億1,345万7,372円に対し、介護予防サービス計画作成報酬等の収入額1,232万8,714円を引いた額1億112万8,658円を委託料として支出しました。

### **資料 3-2 令和3年度地域包括支援センター事業計画書**

市内5か所の地域包括支援センターの令和3年度に実施する事業計画書及び地域包括支援センター運営に関する予算書です。事業計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、一部の事業を調整し実施することも検討しています。予算につきましては、主なものとして、2 地域包括支援センター事業における4包括分の委託料1億2,338万2,000円を計上しています。

なお、委託包括の予算のうち、主なものについては、人件費支出において職員21名分、1億2,457万5,000円を計上しています。

### **資料 3-3 令和2年度地域包括支援センター業務評価について**

平成30年7月4日付厚生労働省通知（「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能評価について（通知）」）により、全国統一の評価指数を使用して、市内5か所の地域包括支援センターの評価（自己評価）を行ったものです。

## **議事（5）介護予防支援業務委託契約事業者一覧について**

### **資料 5 令和3年度介護予防支援業務委託契約事業者一覧**

地域包括支援センターでは、指定介護予防支援事業所として、要支援1認定者、要支援2認定者、事業対象者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行っており、介護予防支援業務においては、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託することができます。

令和3年7月1日現在において、別添の事業所と契約を締結したため承認をお願いするものです。